

日医工医療行政情報

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/

第8次医療計画の6事業目 新興感染症に関する対応内容案 【発熱外来関係】

作成:日医工株式会社(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

参考資料:2023年3月9日 第23回第8次医療計画等に関する検討会「意見のとりまとめ(新興感染症・まん延時における異様)(案)」

: 2023年2月2日 第22回第8次医療計画等に関する検討会「6事業目(新興感染症対応)に係る医療計画策定等にあたっての対応の方向性(案) |

: 2022年12月19日施行 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

: 2022年3月4日 第7回第8次医療計画等に関する検討会「第8次医療計画、地域医療構想等について」

資料No. 2023510-2043(3)

本資料は、2023年3月31日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

- ●新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域における入院・外来・在宅にわたる医療機能の分化・強化、連携等の重要性が再認識されました
- ●今後の新興感染症等の感染拡大時にも機動的に対策を講じられるよう、医療法の改正により、2024年度から始まる第8次医療計画から医療計画の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加され、5疾病6事業となります
- ●「新興感染症等の感染拡大時における医療」を実効性のあるものにするため、「医療計画策 定等にあたっての対応の方向性」について検討が進められています
- 医療計画を策定する際の対応として、都道府県と医療機関との間で病床確保等の協定を 結ぶことにより、医療を確保することとしています
- ●感染症法でも、感染症指定医療機関の他に協定指定医療機関が明記され、医療計画に 沿って対応することとなりました
- ●今後、医療計画に対応する医療機関ならびに薬局等は、新興感染症拡大防止に向け、都 道府県との協定を締結し、体制を整えることが求められます

医療法の第8次医療計画における追加項目

医療計画とは、医療法の規定により、都道府県が医療体制確保のために定める計画です

● 令和3年の医療法改正により、第8次医療計画から医療計画の記載事項として、新興感染症への対応に関する事項が 追加されました

第7次医療計画で定めた事項

5疾病	5事業
がん	救急医療
脳卒中	災害時における医療
心筋梗塞等の 心血管疾患	へき地の医療
糖尿病	周産期医療
精神疾患	小児医療

第8次医療計画 (2024年度~2029年度) では 5事業から<u>6事業に</u>



5疾病	<u>6事業</u>
がん	救急医療
脳卒中	災害時における医療
心筋梗塞等の 心血管疾患	へき地の医療
糖尿病	周産期医療
精神疾患	小児医療
_	新興感染症等の感染拡大における医療

参考

医療法

第30条の4

都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定めるものとする。

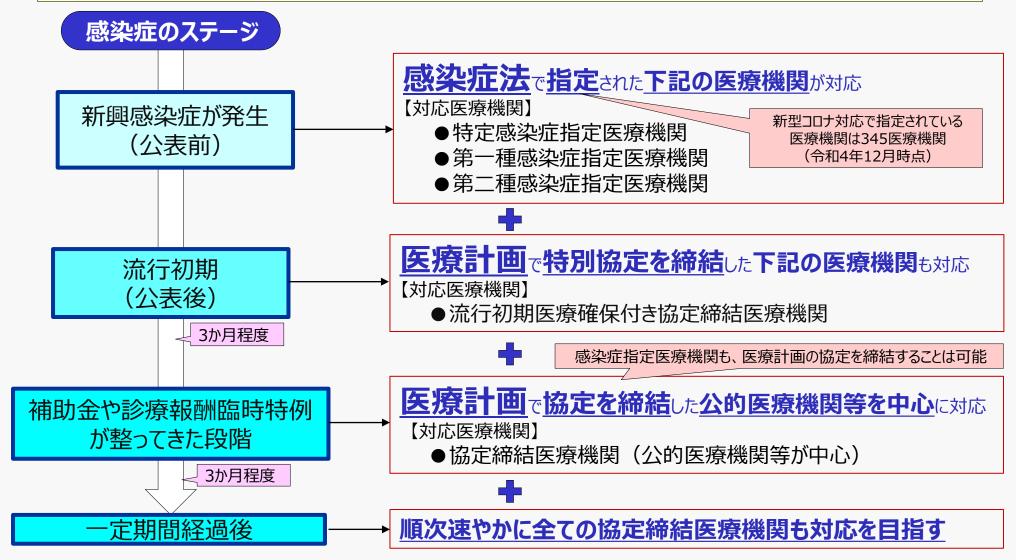
医療計画

地域の現状、医療従事者の確保、基準病床数、5疾病・6事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制などを定めた都道府県ごとに定める医療施策上の計画

2018年以降6年毎に一度見直される

感染症が発生した際の医療機関の対応(案)

●検討中の医療計画では、新興感染症が発生した場合(公表前)は、まず感染症法で指定されている医療機関が対応し、流行初期(公表後)は感染症法で指定された医療機関と共に医療計画で協定を締結した医療機関を中心に対応することとなっています





【発熱外来】協定締結医療機関と

流行初期の特別な協定締結医療機関の対象基準(案)

対応の方向性

- 【発熱外来】協定締結医療機関は、都道府県の要請に応じるため、発熱患者等専用の診察室を用意する等の対応が 求められます
- ●都道府県は、協定締結医療機関の中から流行初期から対応する能力を有する医療機関を確保することになっています

分類	協定締結医療機関(発熱外来)			
対象	外	来(病院、診療所)【診療・検査医療機関 施設数42,000医療機関】 《目安』		
対象基準	発熱患者等専用の診察室を設けた上で、あらかじめ発熱患者等の対応時間帯を住民に思等と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制を有する他、ガイドラインを参考に院内原対象基準 熱外来を行うことを基本とする			
(求められる対応)	救急医療機関	●受け入れ先が確保されるよう、二次救急医療機関等との入院・発熱外来に係る協定締結を検討●疑い患者を含めた感染症医療と通常医療の確保のため、地域における医療機関の機能や役割をを確認し、救急を含め、医療提供の分担・確保を図る		

流行初期			
分類	流行初期医療確保措置の対象となる協定(特別な協定)締結医療機関		
対象医療機関数	・発熱外来のみの目安	約1,500医療機関(総病床数200床以上) 【目安】	
想定患者数		約33,000人	
対象基準	①流行初期から一定数(例えば20人/日)以上の発熱患者を診察できること		
(求められる基準)		後原則1週間以内に発熱外来を開始することを基本 なに当該協定を締結できるようにする)	

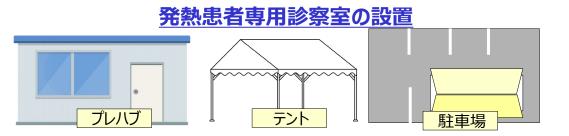
【発熱外来】協定締結医療機関の対象基準(案) イラスト版

日医工MPS

対応の方向性

- ●都道府県は、医療機関との協定締結にあたり、関係者間で協議を行います
- ●協定を締結するは病院や診療所は、基準を満たす必要があります





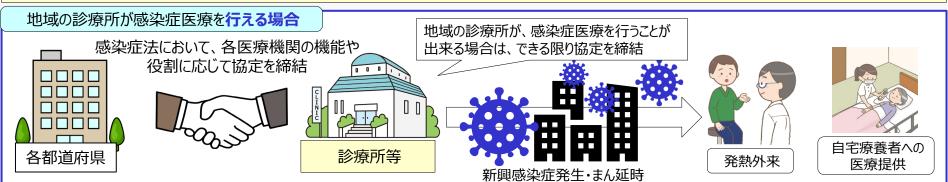


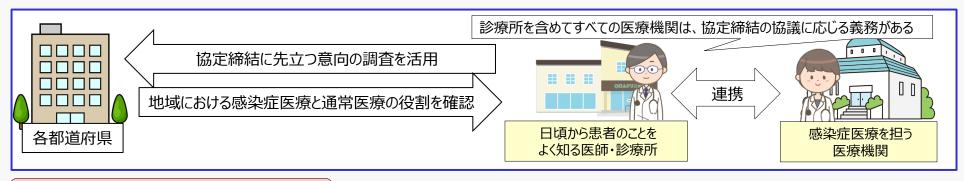


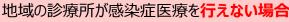
【発熱外来】外来における地域の診療所の役割(案)

対応の方向性

●都道府県は、改正感染症法によって、協定を締結し、新興感染症発生・まん延時に発熱外来や自宅療養者に対する医療 等を担う医療機関をあらかじめ適切に確保するとしており、締結した医療機関は下記の内容に沿って対応することが求めら れますが、感染症医療を行うことが出来ない(締結しない)場合は対応医療機関に助言をすることとなっています









助言

- ・あなたの基礎疾患
- ・受けている治療内容
- ・自院での受診歴 を伝えてくださいね お薬手帳も持参してく ださい



発熱患者



発熱外来等の適切な受診先

オンライン資格確認等システム等を活用

診療・薬剤情報の確認

より正確な情報も基づいた 当該患者に合った医療を提供



【発熱外来】協定締結医療機関の感染症法上の取扱い(案)

対応の方向性

●協定締結医療機関は、公費負担とするため、感染症法の規定に基づき都道府県知事が第二種協定指定医療機関として指定します

協定の履行に必要な基準(感染症法)

分類	第二種協定指定医療機関	
対象	発熱外来 (病院、診療所)	
指定基準	①最新の知見に基づき適切な感染の防止対策が可能であること	
	②他の患者と可能な限り接触することなく、診察することが出来ること	
	③発熱等患者の診療・検査を行う体制が整っていると認められること。	



薬剤師の皆様に見て頂きたい

Oncology関連コンテンツのご紹介



「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」 2つのコンテンツをセットで閲覧することで オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。

これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、 基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師に ぴったりなコンテンツです。

診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介している ため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容 を知ることができます。

薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

アクセス方法



https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/



202300001296





日医工がお届けする Stu-GE は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける テーマ別 情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- ●調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧 DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ●その他医療制度に関する情報

会員登録は、

無料

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1

メールマガジンの受信

会員特典2

会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録



パソコン画面で入力

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index